

領収書添付用紙

経費項目 *該当費目に○をつけてください。

整理番号 _____

調査研究費	<input type="checkbox"/>	【内容説明欄】 会場使用料
視察研修費	<input type="checkbox"/>	
広報費	<input type="checkbox"/>	
広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>	
資料作成費	<input type="checkbox"/>	
資料購入費	<input type="checkbox"/>	
事務費	<input type="checkbox"/>	

【領収書等添付欄】

【留意事項】

1. この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。
2. この【留意事項】を覆うように領収書を貼付けても結構です。

第 2018089175 号
平成 31 年 3 月 12 日

使用者登録番号：(90000702)

使用者：市民の目 様

〒202-0003

西東京市長

住所：東京都西東京市北町3-4-5

氏名：森輝雄 様

電話：[REDACTED]

使用目的(行事名)		会議					
使用 施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料
	H31.5.19(日)	会議室B	13:00	17:00	会議	10人	1,200円
担当		氏名	住所			電話	
備考						使用料	1,200円
						施設 延長料	0円
						加算料	0円
						減額・減免額(0%)	0円
						付属 設備 使用料	円
						延長料	円
						減額・減免額(0%)	円
合計	1,200円						
注意事項						領収書	
○使用料の還付について 多目的ホール以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料をお返しします。 ○お願い 駐車場は体の不自由な方の専用となっています。お車のご来館はご遠慮ください。						1,200円 上記金額を領収しました。 文化振興課長 [REDACTED]	

1 不服申立て)この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁判。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

コール田無 利用承認書

465

第 2019019589 号
令和 1 年 6 月 12 日

使用者登録番号：(90000702)

使用者：市民の目 様

〒202-0003

西東京市長

住所：東京都西東京市北町3-4-5
氏名：森輝雄 様
電話：[REDACTED]

使用目的(行事名)		森の談話室					
使用施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料
	R1.8.18(日)	会議室B	13:00	17:00	会議	15人	1,200円

担当	氏名	電話
	住所	

備考	施設	使用料	1,200円	
		延長料	0円	
		加算料	0円	
		減額・減免額(0%)	0円	
		付属設備	使用料	0円
			延長料	円
			減額・減免額(0%)	円
合計		1,200円		

注意事項
 ○使用料の還付について
 多目的ホール以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料をお返しします。
 ○お願い
 駐車場は体の不自由な方の専用となっています。お車でのご来館はご遠慮ください。

領収書
 1,200円
 上記金額を領収しました
 西東京市現金出納員 文化振興課担当

1 不服申立て)この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保谷こもれびホール使用許可書

第 201905540 号
令和 1 年 10 月 29 日

使用者登録番号：(90011108)

使用者：市民の目 様

西東京市保谷こもれびホール

館長 [Redacted]

住所：[Redacted]
氏名：森 てるお 様

電話：090-8876-9926


使用目的(行事名)		会議					
使用施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料
	R1.11.17(日)	会議室	13:00	17:00	会議	10人	1,000円

担当	氏名	電話
	住所	

備考	施設	使用料	1,000円
		延長料	0円
		加算料	0円
	減額・減免額(0%)	0円	
	付属設備	使用料	0円
		延長料	0円
		減額・減免額(0%)	0円
合計		1,000円	

注意事項
 ○現状回復について
 使用終了後、又は使用の取り消しを受けた場合は、直ちに施設・付属設備を現状にもどしてください。
 ○使用時間について
 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとします。
 ○使用権の譲渡禁止
 施設の使用権を譲渡したり転貸することはできません。

領収書
 金 1,000円 也
 上記金額を領収しませ
 西東京市保谷こもれびホール



1 不服申立て)この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁判。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保谷こもれびホール使用許可書

第 2019055538 号
令和 1 年 10 月 29 日

使用者登録番号：(90011108)

使用者：市民の目 様

西東京市保谷こもれびホール

館長 様

住所：森 てるお 様

電話：090-8876-9926

使用目的(行事名)		会議					
使用施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料
	R2.1.19(日)	会議室	13:00	17:00	会議	10人	1,000円
担当		氏名				電話	
		住所					
備考					施設	使用料	1,000円
						延長料	0円
						加算料	0円
						減額・減免額(0%)	0円
					付属設備	使用料	0円
						延長料	0円
					減額・減免額(0%)	0円	
				合計		1,000円	
注意事項					領収書		
○現状回復について 使用終了後、又は使用の取り消しを受けた場合は、直ちに施設・付属設備を現状にもどしてください。 ○使用時間について 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとします。 ○使用権の譲渡禁止 施設の使用权を譲渡したり転貸することはできません。					金 1,000円 也 上記金額を領収しました。 西東京市保谷こもれびホール		



1 不服申立て)この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 2019077780 号
令和 2 年 1 月 24 日

使用者登録番号：(90000702)

使用者：市民の目 様

〒202-0003

西東京市長

住所：東京都西東京市北町3-4-5
氏名：森輝雄 様
電話：[REDACTED]

使用目的(行事名)		都民政策会議					
使用 施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料
	R2.2.16(日)	会議室A	13:00	17:00	会議	30人	1,600円
担当		氏名	住所		電話		
備考					施設	使用料	1,600円
					延長料	0円	
					加算料	0円	
					減額・減免額(0%)	0円	
					付属設備	使用料	円
					延長料	円	
減額・減免額(0%)	円						
合計					1,600 円		
注意事項					領収書 1,600 円 上記金額を領収しました 西東京市現金出納員 文化振興課担当		
○使用料の還付について 多目的ホール以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料をお返します。 ○お願い 駐車場は体の不自由な方の専用となっています。お車でのご来館はご遠慮ください。							

1 不服申立て)この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

コール田無備付器具 (一般) 減額・免除) 利用申請書

承認番号 第 2031 号

2020年 2月 15日

(登録番号)

市民の目

殿

西東京市長

利用目的(行事名)		都民政策会議										利用施設		会議室 A			
利用日時		2020年 2月 16日 午前(9時~12時)・午後(1時~5時)・夜間(6時~10時)・全日															
分類	No.	器具名	単価	利用数	区分	金額	準備	分類	No.	器具名	単価	利用数	区分	金額	準備		
舞台 大道具	1	毛せん	100	枚				舞台 音響	8	録音装置	2,000						
	2	びょうぶ	500	双					9	拡声装置	1,000	1式					
	3	講演机	200	卓					10	持込器具(1台1KWまで)	100	kw					
	4	平 台	100	台					11								
	5	箱 馬	50	台					各 室	1	拡声装置	500	1式	/	500		
	6	反響板	1,200	式						2	移動式ワイヤレスマイク	500	1式				
	7	コンサートピアノ	1,500	1台						3	液晶プロジェクター	500	1台				
	8	プロジェクター	500	1式						4	O H P	500	1台				
	9	リノリウム	1,000	1式						5	スライド映写機	1,000	1台				
	10	スクリーン	500	1式						6	CD・MDラジカセ	500	1台				
	11	譜面台・指揮台	500	1式						7	電子ピアノ	500	1台				
	12									8	ドラム	1,000	1式				
	13									9	ベースギターアンプ	1,000	1式				
舞台 照明	1	Aセット	3,000	1式				10		追加マイク	200	1本					
	2	Bセット	5,000	1式				11		持込器具(1台1KWまで)	100	kw					
	3	ボーダーライト	500	1式				12									
	4	ローアホリゾンタルライト	500	1式				13									
	5	スポットライト	100	台				小 計					500	円			
	6	ハログンスポットライト	500	台				準備等につき5割徴収						円			
	7	エフェクトマシン	500	台				延長につき3割徴収						円			
	8	クセノピンスポットライト	1,000	1台				繰り上げにつき3割徴収						円			
	9	カラーフィルター	実費	枚				小 計						円			
	10	持込器具(1台1KWまで)	100	kw				減額又は免除の額(別表2 号該当)						円			
	舞台 音響	1	ダイナミックマイク	200	本				計					500	円		
2		コンデンサーマイク	400	本			領 収 書										
3		ワイヤレスマイク	1,000	本			金										
4		DI(ダイレクトボックス)	200	台			500										
5		CD・CT・MDプレイヤー	500	台			上記金額を領収しました										
6		モニタースピーカー	500	台			西東京市出納員										
7		エフェクター類	500	台													